

# 特定住宅部品にかかる優良取替事業等推進規程

## (目次)

- 第1章 総則
- 第2章 特定住宅部品の優良取替事業
  - 第1節 優良取替事業の基準
  - 第2節 優良取替事業者
  - 第3節 取替工事管理者
- 第3章 既設特定住宅部品の診断
- 第4章 講習
- 第5章 住宅部品取替技術委員会
- 第6章 消費者保護にかかる措置
- 第7章 雑 則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、品質確保に特別な留意が必要とされる特定の住宅部品にかかる取替工事及び劣化度の診断に特別な知見が必要とされる特定の住宅部品の既設部品診断の適切な推進を図るため、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という。）が、特定の住宅部品にかかる優良な取替事業の基準及び既設部品の診断基準を定めるとともに、これらの基準に従って特定の住宅部品の優良取替事業又は既設部品診断を行う者を登録、公表する等の措置に関して必要な事項を定めることにより、既存住宅ストックの適切な維持管理による長期使用の実現と消費者の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

- 第2条 本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 優良取替事業：次条の特定の住宅部品に関し、第4条に規定する優良取替事業の基準に従って行う取替事業をいう。
  - 二 住宅部品取替事業者：事業として住宅部品の取替工事を行う者をいう。
  - 三 優良取替事業者：優良取替事業を行う住宅部品取替事業者で、第6条の登録を行ったものをいう。
  - 四 優良住宅部品：財団が優良住宅部品認定規程（平成22年10月1日施行、以下「認定規程」という。）第16条第1項又は第17条第1項に基づき認定した住宅部品をいう。
  - 五 BL保険：認定規程第16条第1項又は第17条第1項の認定を受けた者の優良住宅部品に係る瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害に係る賠償責任、並びに優良住宅部品の施工者の施工の瑕疵担保責任の適切な履行を支援するため、認定規程第21条第4項に基づき、財団が、認定を受けた者及び優良住宅部品の施工者並びに財団を被保険者として保険会社と契約する保険をいう。

### (特定住宅部品)

第3条 財団が第1条の基準の策定、事業者の登録等の措置を講じる特定の住宅部品（以下「特

定住宅部品」という。)の品目は、次の各号のとおりとする。

- 一 優良取替事業にかかる特定住宅部品 サッシ、墜落防止手すり、玄関ドア
- 二 既設部品診断にかかる特定住宅部品 貯水槽

## 第2章 特定住宅部品の優良取替事業

### 第1節 優良取替事業の基準

(優良取替事業の基準)

第4条 財団は、第3条第一号の特定住宅部品にかかる取替事業に関し、取替工事の品質の適切な確保、消費者の利益の増進等に寄与する優良な取替事業の基準（以下「優良取替事業基準」という。）を次のとおり定める。

- 一 住宅部品取替事業者は、取替工事の実施にあたり、取替後の住宅部品として優良住宅部品を使用するとともに、竣工後の引渡しにおいて、発注者に対して当該優良住宅部品にかかる製造者の品質保証書を交付すること
- 二 住宅部品取替事業者は、発注者（住宅部品取替事業者に対し下請事業として住宅部品取替事業を発注する元請業者を除く。以下同じ。）と、財団が定める約款を標準として、使用する優良住宅部品の設置工事に関して当該優良住宅部品に係るBL保険の保険期間と同期間の瑕疵保証を行うことを含む取替工事契約を締結するとともに、竣工後の引渡しにおいて、発注者に対して、当該契約に即して、当該優良住宅部品の設置工事の瑕疵保証に関して、財団が定める工事保証書を標準として、工事保証書を交付すること
- 三 住宅部品取替事業者は、特定住宅部品の取替工事の実施に際し、第14条第1項により財団に登録した特定住宅部品取替工事管理者（以下「取替工事管理者」という。）を配置して、工事現場における施工上の管理をつかさどらせること
- 四 住宅部品取替事業者は、住宅所有者（住宅部品取替事業者が下請業者として住宅部品の取替を行う場合の元請業者を含む）の了解が得られる場合は、取替工事の瑕疵保証（使用した優良住宅部品の瑕疵保証を含む。）の確実な履行、使用した優良住宅部品がリコールされる場合の確実な対応、使用した優良住宅部品の点検の案内等のために、別に定めるトレーサビリティにかかる情報の登録要領に従って所要の情報を財団に登録すること

### 第2節 優良取替事業者

(優良取替事業者の取替事業)

第5条 次条の優良取替事業者の登録を受けた住宅部品取替事業者が特定住宅部品の取替事業を行うときは、やむを得ない特別の事情がある場合を除き、優良取替事業基準に従って、特定住宅部品の取替工事の品質の適切な確保、消費者の利益の保護等を図るための措置を講じて行なうものとする。

- 2 財団は、第4条第一号の優良住宅部品に係る瑕疵保証及び第二号の優良住宅部品の設置工事（優良取替事業者の設置工事で、取替工事管理者が施工上の管理をつかさどったものに限る。）に係る瑕疵保証に関して、BL保険を活用して、認定規程第21条第2項に定めるところに従って、当該優良住宅部品の製造者及び優良取替事業者をそれぞれ支援する。

(登録)

第6条 財団は、第4条の優良取替事業基準に従って特定住宅部品の取替事業を行おうとする者の申請により、優良取替事業者の登録を行う。

2 財団は、登録の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに、その登録をする。

- 一 対象の特定住宅部品の取替工事において、5年以上の施工実績を有すること
- 二 対象の特定住宅部品の取替工事管理者を2名以上擁していること
- 三 第8条第2項第二号の契約書の書式及び第三号の工事保証書の書式が適切であると認められるものであること
- 四 その他特定住宅部品に応じて別に定める事項

3 登録は、優良取替事業者登録簿に次に掲げる事項を記載してする。

- 一 登録年月日、登録番号及び登録の有効期限
- 二 名称、代表者名、住所
- 三 対象の特定住宅部品の品目名
- 四 その他特定住宅部品に応じて別に定める事項

(欠格条項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、優良取替事業者の登録を受けることができない。

- 一 第12条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- 二 役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる者

(新規登録の申請)

第8条 優良取替事業者の登録を受けようとするものは、第38条第1項の登録料を納付した上で、次の各号に掲げる事項を記載した優良取替事業者登録申請書（別添様式1）を財団に提出するものとする。

- 一 名称、代表者名、住所及び連絡先
  - 二 対象の特定住宅部品の品目名
- 2 前項の登録申請書には次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、財団が定める標準契約書及び標準工事保証書（いずれも軽微な変更をしたものを含む。）を用いる場合は、第二号及び第三号は添付することを要しないものとする。
- 一 定款
  - 二 契約書の書式
  - 三 工事保証書の書式
  - 四 取替工事管理者名簿（別添様式2）
  - 五 第5条第1項に関する誓約書（別添様式3）
  - 六 第6条2項第一号に関する施工実績申告書（別添様式2-2）
  - 七 建設業の許可証明書（写し）
  - 八 登録料の振込金受領書（銀行発行）の写し

(登録の公表等及び表明)

第9条 財団は、第6条第1項の登録をしたときは、当該優良取替事業者に登録証（別添様式4）を発行するとともに、次の事項を財団のホームページに掲載して公表する。

- 一 登録年月日、登録番号及び登録の有効期限
  - 二 登録事業者の名称
  - 三 対象の特定住宅部品の品目名
  - 四 取替工事管理者の人数
- 2 優良取替事業者は、財団が別に定めるマークを使用して、財団の登録を受けている旨を表明することができるものとする。

(登録事項の変更)

- 第10条 優良取替事業者は、登録事項に変更が生じたときには、その日から30日以内に、優良取替事業者登録事項変更届（別添様式5）に変更を証明する書類を添付して、財団に届け出るものとする。
- 2 財団は、前項の届け出を受理したときは、届出があった事項について、登録の変更をする。

(登録の有効期間及び更新申請)

- 第11条 優良取替事業者の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年を経過する日の属する会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の末日までとする。
- 2 優良取替事業者が、登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、有効期間満了の1ヶ月前までに登録の更新の申請（別添様式\*\*）をして、登録の更新を受けるものとする。
- 3 登録の更新に関しては、第6条、第7条及び第9条から前条までの規定を準用する。
- 4 優良取替事業者の更新を受けようとするものは、第38条第1項の更新料を納付した上で、次の各号に掲げる事項を記載した優良取替事業者更新申請書（別添様式\*\*）を財団に提出するものとする。
- 一 名称、代表者名、住所及び連絡先
  - 二 対象の特定住宅部品の品目名
- 5 前項の更新申請には次の各号に掲げる必須書類を添付するものとする。また任意書類に関しては、社名変更等により登録時から記載内容に変更が生じた際は、提出するものとする。ただし、財団が定める標準契約書及び標準工事保証書（いずれも軽微な変更をしたものを含む。）を用いる場合は、任意書類の第二号及び第三号は添付することを要しないものとする。

【必須書類】

- 一 取替工事管理者名簿（別添様式\*\*）
- 二 第5条第1項に関する誓約書（別添様式\*\*）
- 三 第6条2項第一号に関する施工実績申告書（別添様式\*\*）
- 四 建設業の許可証明書（写し）
- 五 登録料の振込金額受領書（銀行発行）の写し

【任意書類】

- 一 定款
- 二 契約書の書式
- 三 工事保証書の書式

(登録の取消)

- 第12条 財団は、優良取替事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。

- 一 この規程に違反したとき
  - 二 虚偽の申請に基づいて登録を受けたことが判明したとき
  - 三 優良取替事業について、故意又は重大な過失により優良取替事業基準を逸脱して行ったとき
  - 四 事業を廃止したとき
  - 五 その他優良取替事業の社会的信用を損なうと認められる行為をしたとき
- 2 財団は、登録を取り消したときは、財団のホームページに掲載することにより、その旨を公表する。

### 第3節 取替工事管理者

(取替工事管理者)

第13条 取替工事管理者は、優良取替事業の実施にあたり、工事現場における当該取替工事が適正に実施されるよう、誠実に施工上の管理を行うものとする。

- 2 取替工事管理者は、第17条第1項の登録証を常時携帯し、提示を求められた場合は、提示するものとする。

(登録)

第14条 財団は、特定住宅部品の品目毎に、取替工事管理者となろうとする者の申請により、取替工事管理者の登録を行う。

- 2 財団は、登録の申請をした者が、対象の特定住宅部品に関して、次の各号に掲げる要件のすべてに適合しているときに、その登録をする。

- 一 財団が行う講習又は財団が指定する機関(以下「指定講習機関」という。)が行う講習(以下「指定講習」という。)を修了していること
- 二 対象の品目の特定住宅部品の施工管理に関し5年以上の経験を有すること

3 登録は、取替工事管理者登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日、登録番号及び登録の有効期限
- 二 氏名及び生年月日
- 三 対象の特定住宅部品の品目名
- 四 その他特定住宅部品に応じて別に定める事項

(欠格条項)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、取替工事管理者の登録を受けることができない。

- 一 第20条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(登録の申請)

第16条 取替工事管理者として登録を受けようとする者は、財団に、事前に第38条第1項の登録料を納付した上で、次の各号に掲げる事項を記載した取替工事管理者登録申請書(別添様式6)に、財団又は指定講習機関が行う指定講習を修了したことを証する書類を添えて、提出するものとする。

- 一 住所
- 二 氏名、性別及び生年月日
- 三 所属企業の名称、所属及び連絡先
- 四 連絡先
- 五 対象の特定住宅部品の品目

(登録の公表等及び表明)

第17条 財団は、第14条第1項の登録をしたときは、当該取替工事管理者に、次の事項を記載した登録証を交付するとともに、財団のホームページに掲載して公表する。

- 一 登録年月日、登録番号及び登録の有効期限
- 二 登録をした者の氏名
- 三 対象の特定住宅部品の品目名

2 取替工事管理者は、財団が別に定めるマークを使用して、財団の登録を受けている旨を表明することができるものとする。

(登録事項の変更)

第18条 取替工事管理者は、登録事項に変更が生じたときには、その日から30日以内に、取替工事管理者登録事項変更届(別添様式7)に変更を証明する書類を添付して、財団に届け出るものとする。

2 財団は、前項の届け出を受理したときは、届出があった事項について、登録の変更をする。

(登録の有効期間及び更新)

第19条 取替工事管理者の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年を経過する日の属する会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)の末日までとする。

2 取替工事管理者が、登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、有効期間満了の前1年以内に財団又は財団が指定する更新のための講習を修了し、有効期間満了の1ヶ月前までに登録の更新の申請をして、登録の更新を受けるものとする。

3 登録の更新に関しては、第14条から前条までの規定を準用するものとする。

(登録の取消)

第20条 財団は、取替工事管理者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。

- 一 この規程に違反したとき
- 二 虚偽の申請に基づいて登録を受けたことが判明したとき
- 三 第13条第1項の業務において、故意又は重大な過失により不適切な施工上の管理を行ったとき
- 四 その他取替工事管理者の社会的信用を損なうと認められる行為をしたとき
- 五 登録者本人から登録抹消の届出があった場合

2 財団は、登録を取り消したときは、財団のホームページ上に掲載することにより、その旨を公表する。

### 第3章 既設特定住宅部品の診断

(既設特定住宅部品診断基準)

第 21 条 財団は、第 3 条第二号の特定住宅部品（以下「既設住宅部品」という。）について、その劣化度、保持性能、取替の必要性等についての専門的診断の基準として既設特定住宅部品診断基準（以下「既設部品診断基準」という。）を定める。

2 既設部品診断基準には、対象の既設住宅部品に応じて、劣化度、保持性能、取替の必要性等に関し、診断項目、診断方法等を明らかにするとともに、診断書の交付に関する事項について定める。

(既設特定住宅部品診断士による既設住宅部品の診断)

第 22 条 次条の登録を受けた既設特定住宅部品診断士（以下「既設部品診断士」という。）は、既設住宅部品の診断を行うときは、既設部品診断基準に従って行なうものとする。

2 既設部品診断士は、第 26 条により交付された登録証を常時携帯し、提示を求められた場合は、提示するものとする。

(登録)

第 23 条 財団は、既設部品診断士となろうとする者の申請により、既設部品診断士の登録を行う。

2 財団は、登録の申請をした者が次の各号に掲げる要件のすべてに適合しているときに、その登録をする。

一 財団が行う講習を修了していること

二 対象の品目の既設住宅部品の設計、製造、販売、維持管理等の実務に関し 5 年以上の経験を有していること

3 登録は、既設部品診断士登録簿に次の事項を記載してする。

一 登録年月日、登録番号及び登録の有効期間

二 氏名及び生年月日

三 その他特定住宅部品に応じて別に定める事項

(欠格条項)

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者は、既設部品診断士の登録を受けることができない。

一 第 29 条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(登録の申請)

第 25 条 既設部品診断士として登録を受けようとする者は、第 38 条第 1 項の登録料を納付した上で、次の各号に掲げる事項を記載した既設部品診断士講習受講・登録申請書（別添様式 8）に第 23 条第 2 項第一号の財団が行う講習を修了したことを証する書類を添えて、財団に提出するものとする。

一 住所

二 氏名、性別及び生年月日

三 所属企業の名称、所属及び連絡先

四 連絡先

## 五 対象の特定住宅部品の品目

(登録の公表等及び表明)

第26条 財団は、第23条第1項の登録をしたときは、当該既設部品診断士に、次の事項を記載した登録証を交付するとともに、財団のホームページに掲載して公表する。

- 一 登録年月日、登録番号および登録の有効期限
- 二 登録をした者の氏名
- 三 対象の既設住宅部品の品目名

2 既設部品診断士は、財団が別に定めるマークを使用して、財団の登録を受けている旨を表明することができるものとする。

(登録事項の変更)

第27条 既設部品診断士は、登録事項に変更が生じたときには、その日から30日以内に、既設部品診断士登録事項変更届(別添様式9)に変更を証明する書類を添付して、財団に届け出るものとする。

2 財団は、前項の届け出を受理したときは、届出があった事項について、登録の変更をする。

(登録の有効期間及び更新)

第28条 既設部品診断士の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年を経過する日の属する会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)の末日までとする。

2 既設部品診断士が、登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、有効期間満了の前1年又は2年以内に財団が行う登録の更新のための講習を修了し、有効期間満了の1月前までに登録の更新の申請をして、登録の更新を受けるものとする。

3 登録の更新に関しては、第23条から前条までの規定を準用するものとする。

(登録の取消)

第29条 財団は、既設部品診断士が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。

- 一 この規程に違反したとき
- 二 虚偽の申請に基づいて登録を受けたことが判明したとき
- 三 第22条第1項の既設住宅部品の診断について、故意又は重大な過失により既設部品診断基準を逸脱して行ったとき
- 四 その他既設部品診断士の社会的信用を損なうと認められる行為をしたとき
- 五 登録者本人から登録抹消の届出があった場合

2 財団は、登録を取り消したときは、財団のホームページに掲載することにより、その旨を公表するものとする。

## 第4章 講 習

(取替工事管理者にかかる講習)

第30条 第14条第2項第一号の取替工事管理者にかかる講習は、次の各号について行う。

- 一 特定住宅部品にかかる優良取替事業等推進制度
- 二 優良取替事業基準



三 優良住宅部品認定制度及び対象の特定住宅部品の品目にかかる優良住宅部品認定基準等

四 対象の特定住宅部品の構造、仕様

五 対象の特定住宅部品の取替工事の施工方法

六 対象の特定住宅部品の取替工事の工程管理及び品質管理

七 関係法令等その他必要事項

2 前項の講習については、考査等により講習の修了を確認する。

(既設部品診断士にかかる講習)

第 31 条 第 23 条第 2 項第一号の既設部品診断士にかかる講習は、次の各号について行う。

一 特定住宅部品にかかる優良取替事業等推進制度

二 対象の既設住宅部品の構造、仕様

三 対象の既設住宅部品の既設部品診断基準

四 関係法令等その他必要事項

2 前項の講習については、考査等により講習の修了を確認する。

(指定講習機関)

第 32 条 財団は、指定講習を行おうとする者の申請により、第 14 条第 2 項第一号の指定講習機関の指定を行う。

2 財団は、前項の申請をした者が、第 14 条第 2 項第一号の取替工事管理者にかかる講習を適切に実施することができると認められるときに、指定講習機関として指定をするものとする。

3 第 2 項の指定の有効期間は、3 年とする。

4 財団は、前項の指定をしたときは、当該申請者に通知するとともに、財団のホームページに掲載して公表する。

5 指定講習機関の指定の更新については、前 4 項を準用する。

6 財団は、指定講習機関が指定講習を適切に実施することができないと認める時は、何時でもその指定を取り消すことができる。

7 指定講習機関は、指定講習実施後速やかに、財団に別に定めるところに従って報告を行うものとする。

8 指定講習機関の指定に関するその他のことは別に定める。

## 第 5 章 住宅部品取替技術委員会

(住宅部品取替技術委員会)

第 33 条 財団は、特定住宅部品にかかる優良取替事業及び既設部品診断に関する次の事項については、住宅部品取替技術委員会の意見を聴いて行う。

一 第 4 条の優良取替事業基準に関すること

二 第 21 条の既設部品診断基準に関すること

三 第 14 条第 2 項第一号及び第 23 条第 2 項第一号の講習に関すること

四 第 12 条第 1 項、第 20 条第 1 項及び第 29 条第 1 項の登録の取消に関すること

五 前条第 6 項の指定の取消に関すること

六 第 34 条第 2 項の要請に関して必要なこと

- 七 その他特定住宅部品にかかる取替工事及び既設住宅部品の診断にかかる重要事項
- 2 住宅部品取替技術委員会は、既設の住宅部品の適切な取替えの推進に関して、財団に意見を述べることができる。
  - 3 住宅部品取替技術委員会の設置運営に関することは別に定める。

## 第6章 消費者保護にかかる措置

(苦情等への対応)

- 第34条 財団は、この規程に基づく特定住宅部品にかかる優良取替事業及び既設部品診断に関する苦情、相談、問合せ等（以下「苦情等」という。）の窓口として、「お客様相談室」を設置する。
- 2 財団は、受け付けた苦情等に対応して、必要に応じ、調査を行うとともに、関係の優良取替事業者又は既設部品診断士に対して所要の対応をするよう要請することができるものとする。
  - 3 財団から前項の要請を受けた関係の優良取替事業者又は既設部品診断士は、所要の対応をするように努めるものとする。

(不具合対応)

- 第35条 財団は、優良取替事業において設置した優良住宅部品（第4条第四号に従ってトレーサビリティにかかる情報の登録が行われたものに限る。以下同じ。）及びその設置工事に係る不具合等に関して、発注者、使用者等から照会があったときは、取替事業者、設置日時、優良住宅部品の型式等の関係情報を提供する。
- 2 財団は、優良取替事業において設置した優良住宅部品又はその設置工事に係る瑕疵が発現したときで、当該優良住宅部品の製造者又は当該優良取替事業者が倒産等している場合は、B L保険にかかる契約に定めるところに従って、当該製造者又は優良取替事業者の瑕疵保証に代わる措置を、直接に発注者（その承継者を含む。）に対して講じる。

(点検通知)

- 第36条 財団は、優良取替事業において設置した優良住宅部品について、当該優良住宅部品の製造者と協議して別に定める点検時期が到来する場合には、関係発注者（メールアドレス又はFAX番号の登録されている者に限り、その承継者を含む。）及び関係優良取替事業者（メールアドレス又はFAX番号の登録されている者に限り、その承継者を含む。）に対して、その旨を通知する。

(リコール対応)

- 第37条 財団は、優良取替事業において設置した優良住宅部品について製造者からリコールの通知を受けた時は、すみやかに該当する優良住宅部品が設置されている住宅を検索し、当該優良住宅部品の設置を含む取替事業の発注者（メールアドレス又はFAX番号の登録されている者に限り、その承継者を含む。）にリコールの通知を行うものとする。
- 2 財団は、前項の通知と同時に、当該優良住宅部品の製造者に対して、リコール対象の優良住宅部品の設置されている住宅の情報を提供するものとする。

## 第7章 雑 則

(登録料等)

第 38 条 第 6 条第 1 項の優良取替事業者、第 14 条第 1 項の取替工事管理者又は第 23 条第 1 項の既設部品診断士の登録にかかる登録料は別に定める。

2 第 32 条第 1 項の指定講習機関の指定にかかる指定料は別に定める。

(個人情報及び秘密情報の管理)

第 39 条 財団及び指定講習機関は、優良取替事業者、取替工事管理者又は既設部品診断士若しくは指定講習の受講者に関して知り得た個人情報及び秘密情報について、漏洩、滅失及び棄損し、又はこの規程に基づく業務以外の目的での利用等をしてはならない。

2 財団は、第 4 条第四号に従って登録されたトレーサビリティにかかる情報及び第 6 章の消費者保護にかかる措置に関して知り得た情報で個人情報又は秘密情報であるものについて、漏洩等又はこの規程に基づく業務以外の目的での利用等をしてはならない。

3 前 2 項にかかわらず、財団は、目的を示して対象の優良取替事業者、取替工事管理者又は既設部品診断士、若しくは関係者の事前了解が得られた場合は、個人情報又は秘密情報をこの規程に基づく業務以外の目的に利用等することができる。

(雑則)

第 40 条 財団は、この規程に定めるもののほか、必要な事項について別に定めるものとする。

(附則)

第 1 条 この規程は、平成 23 年 10 月 4 日より施行する。

第 2 条 この規程の施行の際、現に一般社団法人建築改装協会の技術講習を修了している者については、

指定講習機関が所定の補習を行うことにより第 30 条第 1 項の講習を修了した者とみなす。

2 この規程の施行の際、現に日本給水タンク工業会の水槽診断士認定制度において水槽診断士の登録を受けている者については、財団が所定の補習を行うことにより第 31 条第 1 項の講習を修了した者とみなす。

(附則)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 18 日より施行する。

(附則)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 26 年 3 月 20 日より施行する。

(附則)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 29 年 2 月 27 日より施行する。

(附則)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 30 年 6 月 7 日より施行する。